

○神河町文化財保存事業補助金交付要綱

(平成 29 年 2 月 3 日教育委員会要綱第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神河町内に存する文化財の改修、修繕、管理その他文化財の保護事業に予算の範囲内において補助金を交付することについて、神河町補助金等交付規則(平成 17 年神河町規則第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、兵庫県文化財保護条例(昭和 39 年兵庫県条例第 58 号)若しくは神河町文化財保護条例(平成 17 年神河町条例第 142 号。以下「町条例」という。)の規定による指定を受けた文化財の所有者若しくは管理者責任者又は保持者、保持団体その他神河町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認めるものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次のとおりとする。ただし、国又は県により指定を受けた文化財に係る事業については、国又は県における補助金の交付決定又は内示のあったものに限る。

- (1) 町条例の規定により指定された文化財の管理、修理その他保存に必要な事業
- (2) 国及び県の文化財に係る補助制度の対象となる事業
- (3) 教育委員会が適当と認める事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費及び補助金の額は、いずれも 1,000 円未満の端数を切り捨てるものとする。

- (1) 第 3 条第 1 号の場合においては、補助対象経費の総額の 2 分の 1 以内の額で、50 万円を上限とする。
- (2) 第 3 条第 2 号の場合においては、国及び県の補助対象経費の総額から国及び県の補助金を控除して得た額の 2 分の 1 以内の額とする。ただし、国及び県の補助金に上限額がある場合はその額に応じて、上限額を設けるものとする。
- (3) 第 3 条第 3 号の場合においては、町の補助対象経費の総額から 2 分の 1 以内の額で、50 万円を上限とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請その他補助金の交付に関し必要な事項は、神河町文化財保護条例施行規則(平成17年神河町教育委員会規則第18号)第14条から第16条までの規定を準用する。

(交付の条件)

第7条 教育委員会は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付することができる。

(1) 補助事業を行った者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、予算及び決算との関係を明らかにした調書等を備え付け、これらを補助事業完了の翌年度から5年間保存すること。

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。